

第 1 0 1 号議案

新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 3 7 8 号）が施行され、道路占用料について変更されたことに伴い、道路法施行令に準拠している新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新宮町道路占用料徴収条例（昭和47年新宮町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

（道路）

（金額単位：円）

占 用 物 件 等		占 用 料	
		単 位	金 額
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第 1 種 電 柱	1 本 に つ き 1 年	8 0 0
	第 2 種 電 柱		1, 2 0 0
	第 3 種 電 柱		1, 7 0 0
	第 1 種 電 話 柱		7 1 0
	第 2 種 電 話 柱		1, 1 0 0
	第 3 種 電 話 柱		1, 6 0 0
	その他の柱類		7 1
	共架電線その他上空に設ける線類		長 さ 1 m に つ き 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	7 0 0
	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 m ² に つ き 1 年	4 3 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 に つ き 1 年	1, 4 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		6 0 0
広告塔	表 示 面 積	4, 8 0 0	

				1 m ² につ き1年	
	その他のもの			占用面積 1 m ² につ き1年	1, 400
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの			長さ1m につき1 年	30
	外径が0.07m以上0.1m未 満のもの				43
	外径が0.1m以上0.15m未 満のもの				64
	外径が0.15m以上0.2m未 満のもの				86
	外径が0.2m以上0.3m未 満のもの				130
	外径が0.3m以上0.4m未 満のもの				170
	外径が0.4m以上0.7m未 満のもの				300
	外径が0.7m以上1.0m未 満のもの				430
	外径が1.0m以上のもの				860
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの その他の もの	長さ1m につき1 年	4
					14
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱		1本につ き1年	1, 100

		その他の柱類			
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積 1 m ² につ き1年	
			地下に設けるもの		
		その他のもの		1,400	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積 1 m ² につ き1年	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積 1 m ² につ き1年	Aに0.0 04を乗じ て得た額
		階数が2のもの			Aに0.0 06を乗じ て得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.0 07を乗じ て得た額
		上空に設ける通路			2,400
		地下に設ける通路			1,500
		その他のもの			1,400
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 m ² につ き1日	48
その他のもの		占有面積 1 m ² につ き1月	480		
令第7条第1号に掲げる占有物等	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設けるもの		表示面積 1 m ² につ き1月	480
		その他のもの		表示面積 1 m ² につ き1年	4,800
		標識		1本につ	1,100

			き 1 年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1 本につき き 1 日	4 8
	その他のもの		1 本につき き 1 月	4 8 0
幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積 1 m ² につき き 1 日	4 8
	その他のもの		その面積 1 m ² につき き 1 月	4 8 0
アーチ	車道を横断するもの		1 基につき き 1 月	4, 8 0 0
	その他のもの			2, 4 0 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積	1, 4 0 0
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			1 m ² につき き 1 年	A に 0. 0 3 1 を乗じ て得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 m ² につき き 1 月	4 8 0
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 4 0
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 m ² につき き 1 年	A に 0. 0 0 9 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 1 7 を乗じ て得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0. 0 0 4 を乗じ て得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 6 を乗じ

			て得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若

しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

8 この表にない占用物件等の占用料は、類似の物件により、町長が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係) (道路)				別表(第2条関係) (道路)			
(金額単位：円)				(金額単位：円)			
占用物件等		占用料		占用物件等		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種 電柱	1本につき	800	第1種 電柱	1本につき	730	
	第2種 電柱	1年	1,200	第2種 電柱	1年	1,100	
	第3種 電柱		1,700	第3種 電柱		1,500	
	第1種 電話柱		710	第1種 電話柱		650	
	第2種 電話柱		1,100	第2種 電話柱		1,000	
	第3種 電話柱		1,600	第3種 電話柱		1,400	
	その他の柱類		71	その他の柱類		65	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	
	地下に設ける電線その他の線類		4	地下に設ける電線その他の線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640	
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	430	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	390	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	郵便差出箱及び信書便差出箱		550	
	広告塔	表示面積1m ² につき1年	4,800	広告塔	表示面積1m ² につき1年	4,300	
	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	1,400	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	1,300	

法第32 条第1	外径が0.07m未満の もの	長さ1mに つき1年	30	法第32 条第1	法第3 5条に	外径が0.07m未 満のもの	長さ1mに つき1年	27
項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07m以上0.1 m未満のもの		43	項第2 号に掲 げる物 件	規定 する 事業 のた めに 設け るも の法 第36 条に 規定 する もの	外径が0.07m以 上0.1m未満の もの		39
	外径が0.1m以上0.15 m未満のもの		64			外径が0.1m以 上0.15m未満の もの		59
	外径が0.15m以上0.2 m未満のもの		86			外径が0.15m以 上0.2m未満の もの		78
	外径が0.2m以上0.3 m未満のもの		130			外径が0.2m以 上0.3m未満の もの		120
	外径が0.3m以上0.4 m未満のもの		170			外径が0.3m以 上0.4m未満の もの		160
	外径が0.4m以上0.7 m未満のもの		300			外径が0.4m以 上0.7m未満の もの		270
	外径が0.7m以上1.0 m未満のもの		430			外径が0.7m以 上1.0m未満の もの		390
	外径が1.0m以上のも の		860			外径が1.0m以 上のも の		780
法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第5 号に規定 する自動 運行装置 による検 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ1mに つき1年				4
								14

		道路の構造又は交通の状況を表す標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100						
		その他のもの	上空に設けるもの	1	710					
			地下に設けるもの		430					
		その他のもの			1,400					
		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1m ² につき1年	1,400						
		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1m ² につき1年	1,300						
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1m ² につき1年	Aに0.004を乗じて得た額		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1m ² につき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの		Aに0.010を乗じて得た額
		上空に設ける通路		2,400				上空に設ける通路		2,100
		地下に設ける通路		1,500				地下に設ける通路		1,300
		その他のもの		1,400				その他のもの		1,300
法第32条第1	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	占用面積1m ² につき1		48		法第32条第1	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1m ² につき1		43

項第6	に設けるもの	日		項第6		日	
号に掲げる施設	その他のもの	占有面積1 m ² につき1 月	<u>480</u>	号に掲げる施設	その他のもの	占有面積1 m ² につき1 月	<u>430</u>
令第7 条第1 号に掲 げる占 用物件 等	看板 (ア 一 チ で ある もの を除 く。)	一時的に設ける もの 表示面積1 m ² につき1 月	<u>480</u>	施行令 第7条 第1項 に掲げ る占有 物件等	看板 (ア 一 チ で ある もの を除 く。)	一時的に設ける もの 表示面積1 m ² につき1 月	<u>430</u>
	標識	1本につき 1年	<u>1,100</u>		標識	1本につき 1年	<u>1,000</u>
	旗ざ お	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの 1本につき 1日	<u>48</u>		旗ざ お	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの 1本につき 1日	<u>43</u>
		その他のもの 1本につき 1月	<u>480</u>			その他のもの 1本につき 1月	<u>430</u>
	幕 (令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの その面積1 m ² につき1 日	<u>48</u>		幕(施 行令 第7条 第4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの その面積1 m ² につき1 日	<u>43</u>
	アー チ	車道を横断する もの 1基につき 1月	<u>4,800</u>		アー チ	車道を横断する もの 1基につき 1月	<u>4,300</u>
		その他のもの	<u>2,400</u>			その他のもの	<u>2,100</u>

令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1 m ² につき1	1,400	施行令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1 m ² につき1	1,300	
令第7条第3号に掲げる施設		年	Aに0.0 31を乗じて得た額	施行令第7条第3号に掲げる施設	年	Aに0.0 33を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1 m ² につき1 月	480	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1 m ² につき1 月	430	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		130	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1 m ² につき1 年	Aに0.0 09を乗じて得た額	施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1 m ² につき1 年	Aに0.0 14を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 17を乗じて得た額		上空に設ける通路		Aに0.0 23を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.0 04を乗じて得た額				
	階数が2のもの		Aに0.0 06を乗じて得た額				
	階数が3以上のもの		Aに0.0 07を乗じて得た額				
その他のもの		Aに0.0 25を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.0 14を乗じて得た額	

令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限

Aに0.012を乗じて得た額	施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
Aに0.009を乗じて得た額	施行令第7条第10号に掲げる施設	建築物 その他のもの
Aに0.012を乗じて得た額	施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設ける通路 その他のもの
Aに0.022を乗じて得た額	施行令第7条第12号に掲げる器具	
Aに0.012を乗じて得た額	施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額

設	る。)の路面下に設けるもの		る施設		
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設ける通路	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
	令第7条第14号に掲げる施設	Aに0.031を乗じて得た額			

備考

- 1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5

備考

- 1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5

<p>条の電線を支持するものを、第3電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が、年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p> <p>8 この表にない占有物件等の占用料は、類似の物件により、町長が定めるものとする。</p>	<p>条の電線を支持するものを、第3電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が、年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p> <p>8 この表にない占有物件等の占用料は、類似の物件により、町長が定めるものとする。</p>
--	--